

## 令和4年監査公表第16号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和4年11月14日

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 竹内 功治

### 住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年9月20日付け、提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は次のとおりであり、同条第5項の規定に基づき通知する。

#### 第1 監査の請求

##### 1 請求人

半田市■■町■丁目■■番地の■  
■■■■

##### 2 請求書の提出

令和4年9月20日

##### 3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく、請求の要旨は、以下のとおりである。

#### ●令和4年9月20日付け、住民監査請求書（14枚）

（請求書は原文のとおり。資料は省略。）

地方自治法242条1項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。

なお、本件についての陳述を求めますが、現任の監査委員と同事務局職員は、不正・違法な監査を恒常的に行う癖があるため、請求人は、現在所定の方法で罷免の申立てを半田市長等に提出中であり、現監査委員に陳述するつもりはありません。

## 1. 措置対象者

半田市長 久世孝宏

## 2. 請求の内容

半田市が顧問弁護契約を交わしている弁護士 ■■■■に支払っている過去 1 年間分の顧問弁護士料を半田市長は、その全額を半田市に弁償せよ（半田市に返せ）。

このように述べる理由は、次頁以降に記述します。

## 3. 請求の理由

半田市役所の顧問弁護士 ■■■■は、半田市監査委員事務局による市民提出の住民監査請求への不正・違法な監査に協力・加担をしつづけています。このような弁護士に市民が納めた税金を顧問料として支払う必要はありませんので半田市長は、■■■■に支払った過去 1 年間分の顧問弁護士料の全額を取り返して、半田市に返納するよう求めます。

そのように述べる理由は、以下に述べる通りです。

### (1) . 半田市の住民監査請求制度の運用は、不正なみれです。

住民監査請求制度は、地方自治法の規定に則って、半田市は公正・公平に運用しなければいけません。ところが半田市監査委員は、平成 16 年 12 月以降に市民が提出した住民監査請求書を不正・違法な手口を用いて、同事務局職員と結託することで、ことごとく却下あるいは棄却しており、地方自治法に定める規定を有名無実にしています。

半田市監査委員と同事務局職員が住民監査請求制度を不正・違法に運用している手口は、書証 2 . と書証 3 . に具体的に記述している通りです。そして、市民が提出した住民監査請求書を、ことごとく却下あるいは棄却している事実については、書証 4 . にリストアップしている通りです。

このような半田市の住民監査請求制度への不正・違法な運用に、半田市の顧問弁護士 ■■■■が加担しています。

半田市監査委員（含、同事務局）は、顧問弁護士 ■■による法的根拠に基づかない個人的意見を鵜呑みにして、上記の不正・違法な制度運用をしつづけています。

その状況を次頁から、証拠を示して記述します。

### (2) . 顧問弁護士 ■■■■の不正について

日本の社会制度・慣習上の問題・欠陥として、諸団体での顧問弁護士契約が、その 1 つにあげられています。

弁護士は、金にならない件を引き受けず、逆に金になる件については、たとえ不正であっても不当で個人的見解を伝えることで、諸団体の不正・違法に加担することが多々あるからです。このような顧問弁護士の不正・違法が社会上非効率になることに対し、上記のような問題提起が起きているのです。

半田市の住民監査請求制度の不正運用についても、上記のような顧問弁護士による不正あるいは個人的見解が原因しています。

半田市民が提出した住民監査請求書に対する監査は、半田市監査委員が所定の方法で監査しその結果を文書化することになっています。

ところが半田市の場合は、この監査業務を半田市監査委員事務局の職員が行っており、

市監査委員は、監査を行うことは全んどありません。

このような運用実態は、書証 3. の下方にも記述している通りです。

当然のことながら、住民監査請求書の監査を行う過程で、市の顧問弁護士に種々の相談を行うのは市監査委員ではなくて、同事務局の職員が対応します。

#### ア. 顧問弁護士相談上の基本的問題

半田市監査委員は名ばかりで監査業務を実質的に行っているのは、同事務局です。この事務局の職員は、全員半田市役所の職員が出向しています。市役所から出向した市監査委員事務局が公正公平な住民監査請求制度を運用できるはずがありません。事務局職員が顧問弁護士に相談する目的は、市民が提出した住民監査請求書を却下あるいは棄却するためであり、不正・違法な監査結果報告を作成することにあるのです。

#### イ. 顧問弁護士による非違職務について

請求人は、半田市監査委員事務局による住民監査請求に関する顧問弁護士（■■）への相談状況を市の情報開示請求制度を利用して、平成 30 年以降現在までの間を把握しました（書証 1. より）。

この 5 年間の相談回数は、次の通りでした。合計 24 回（内、直近 1 年間は、14 回）です。

顧問弁護士による過去 5 年間の住民監査請求書の監査相談に対する非違職務が、半田市民提出の住民監査請求書への半田市監査委員（含、同事務局）の不正・違法な判断（監査結果）の原因になっている事実を以下にて記述します。

以下の記述は、書証 1.（顧問弁護士相談報告票（23 枚））の記載内容に基づいています。

#### （ア）. 平成 30 年～令和 2 年の間の非違職務

以下の非違職務は、現在の不正・違法な監査結果に相談前例として、影響が及びます。従って、現在も生きています。（引用・活用しています。）

- i. 平成 30 年 5 月 18 日の相談結果「道路工事の優先順位は、裁量権の範囲内であり、違法・不当とは言えない。」

（問題）裁量権の行使を判断する際、種々の方法の内、最適の方法を検討したうえで行使すべきです。

- ii. 平成 30 年 6 月 28 日の相談結果「監査請求の観点を絞って結論を出し……却下として良い。」

（問題）本件工事は、■■氏個人の土地有効化に起因したものであり、本件工事費の内、■■氏が負担すべき部分がありました。

- iii. 令和元年 6 月 4 日の相談結果「半田市職員定数条例、他市の議員定数と議会事務局員数の比率との比較、半田市の他の部署の職員との残業時間の比較などを参考として、請求の理由がないとして棄却できる。」

（問題）顧問弁護士は、半田市議事課職員が市議会議員の職務まで行って、議員を骨抜きにし、市政を正す本来の役割を削いで、半田市役所の思いのままの市政を行っている事実を知りません（半田市役所が犯罪組織化している一因です。）。

- iv. 令和 2 年 1 月 28 日の相談結果「除斥とせず、代表監査委員の報酬については議選監査委員が、議選監査委員の報酬については代表監査委員が監査を実施するのが良い。」

(問題) 住民監査請求の監査は、代表監査委員と議選監査委員が協議して行っており、各々の監査委員が個別に独自に行っているわけではなく、両者の共同責任です。従って、顧問弁護士の回答は、公序良俗に反しており、正しくありません。

- V. 令和2年1月28日と同2月3日の相談結果「請求人が住民監査請求書に記入している宛先を‘新任監査委員’と記していた場合、その請求書の扱いについて、1/28では‘成立’と判断し、2/3では‘不受理’と判断している。」

(問題) 同一の相談内容であるのに相談結果が異なっています(参考:令和4年に同様の宛先名で提出していますが全て受理していただいています。)

平成30年～令和2年の間の顧問弁護士による住民監査請求に関する半田監査委員事務局からの相談に対する非違回答の件数は、以上の5件です。

- (イ) . 令和3年12月～令和4年7月の間の非違職務

以下の非違職務は、最近1年以内での不正・違法な監査結果に直接影響が生じています。

- i. 令和3年12月22日の相談結果「請求書提出時の通知は、議会(議長)及び市長へ届けば問題なく、現実的には、議会を代表する議長の事務局(議事課)及び市長の文書取扱い事務局(総務課)を経由しても差し支えない。」

(問題) 顧問弁護士は、半田市役所が正常に機能していない事実を知りません。市議事課に通知しても市議会に伝わらない場合があり、市総務課に通知しても市長に伝わらない場合があります。市役所にとって都合の悪い内容は、市議事課や市総務課がかかえ込みます。

- ii. 令和4年1月5日の相談結果「昨年の半田市長選挙で市長に選出された現市長は、昨年の市長選で告示日前に大々的な事前運動を行い法129条違反の立候補表明者です。請求人は、市選挙管理委員会の4人の委員の住所等の開示請求を市に提出して、告示日前の選挙違反を4人に伝え、告発していただくよう対応していた。ところが市は、不正な手続を行って4人の委員情報の開示を拒否した。請求人は、市の職務は違法であるとして住民監査請求書を提出した。これに市監査委員事務局は、請求内容を特定できる程度の具体性に欠けるとして、顧問弁護士に相談した。同弁護士は、市の情報開示の職務に不正があったのかのみを判断すればよく、請求人に補正を求めなくてよいと回答し、暗に請求を棄却するような回答をした。」

(問題) 顧問弁護士は、市の情報開示の違法に対し、市監査委員事務局に、棄却するよう暗に伝えている。

- iii. 令和4年3月24日の相談結果「令和4年3月22日付けの住民監査請求書について、法242条6項に規定する、監査結果送付期限(60日以内)の起点日である‘請求のあった日’について、‘請求書受理日’でよいと回答した。」

(問題) 請求のあった日は、原則として請求人が市監査委員(含、事務局)に請求書を提出した日です。市監査委員(含、事務局)の勝手な都合あるいは無能・無知を理由に、‘請求のあった日’を‘請求書受理日’であると判断しており、この回答は違法です。

- iv. 令和4年3月30日の相談結果「令和4年3月30日付けの住民監査請求書について、上記iii. と同一の回答を行った。」

(問題) 上記 iii. の問題と同一です。

- v. 令和4年5月18日の相談結果「条例で規定されていない限り監査委員事務局職員が罷免されることはない、と回答。」

(問題) 半田市の場合、監査を事務局職員が行っていて、監査委員は実質的監査をしていません。従って、法197条2.の規定を準用できます。しかも同事務局職員は、市民が提出した住民監査請求書を不正・違法・故意に全て却下・棄却する職務違反を行っており、罷免理由になります。

令和3年12月～令和4年7月の間の顧問弁護士による非違回答の件数は、以上の5件です。

顧問弁護士(■)は、半田市役所全体が犯罪組織化されている事実・状況に顧問弁護士の立場から協力・加勢して、同市役所の不正に加担しています。

(3). 監査委員と同事務局職員の罷免を申立中です。

- ア. 市民が提出する正当な住民監査請求書を半田市監査委員と、同事務局職員は、不正・不当な方法で恒常的かつ故意に、ことごとく却下あるいは棄却しつづけており、この不正に顧問弁護士(■■■■)が加担している事実については、前述している通りです。

請求人は、令和4年6月30日付けで半田市監査委員二名と同事務局職員(事務局長と住民監査請求主担当)の罷免の申立てを、半田市長と半田市議会に提出しました(書証5. 及び書証6. より)。

この申立書には、上記4名の罷免を求める理由を証拠を示したうえで提出しています。

- イ. 請求人は、家族(父親と弟)の世話をする必要が生じて、平成15年5月に本籍地の半田市天王町に転居しました。それまで社命で25年間(倉敷、東京、千葉)他地区で勤務して生活していました。

半田市に戻って生活する中で、半田市内の公務員による市民への諸対応に疑問・問題を感じ、改善を求めています。

請求人は、市道の補修について平成16年11月に住民監査請求を提出しました。この市道補修の内、大部分が補修する必要のないところを補修していたことは明らかでした。ところが当時の半田市監査委員は、この住民監査請求を、却下してしまいました。この不正監査が原因して、請求人と市土木課の間でイザコザがありました。市土木課は、これを契機にして請求人に対して平成17年5月に次々と2件の刑事事件を捏造しました。半田市の住民監査請求の監査不正は、すでにこの頃から起きていたのです。半田市役所は、その後平成19年7月に2件を、平成22年3月に1件の刑事事件を請求人に捏造しています。

平成16年11月の住民監査請求書を市監査委員が公正公平に監査していれば、市職員による請求人に対する5件の刑事事件の捏造はなかったと思われます(書証5. と書証6. より)。

(4). 半田市役所全体が犯罪組織化されている。

半田市役所には、二名の顧問弁護士がいて、その内の1名が■■■■です。ところが半田市役所は以下に記しているようにその全体が犯罪組織化されており、■■以下の二名の顧問弁護士がこの市の犯罪組織化に(間接的に)協力している状況にあります。

- ア. 請求人は、市職員から5件の刑事事件を捏造された。

請求人は、自身の家族(父親と弟)の世話をする必要が生じ平成15年5月に本籍地の半

田市に千葉県船橋市から 59 才で転居しました。ところが半田市の公務員による市民に対する職務状況に多くの疑問に気付き、ことあるごとに改めるように諸対応していました。すると半田市役所は、請求人に対して次の刑事事件を捏造して、請求人を封じ込め、口封じを行いました。

- ・平成 17 年 5 月に 2 件（公務執行妨害、暴行傷害の罪）
- ・平成 19 年 7 月に 2 件（公務執行妨害、暴行の罪）
- ・平成 22 年 3 月に 1 件（暴行（つばかけ）の罪）

上記 5 件の捏造に半田警察署が加担・結託していたこともあり、全て有罪判決を宣告され、請求人は 6 年 3 月の間、身柄を拘束されました。上記の事件は、請求人が釈放されると、すぐに捏造されていますので、6 年 3 月の拘束は上記 5 件分の合計です。

以上の記述は、次の書証に記述している内容から引用しました。

- 書証 7. の 19 頁～25 頁より。
- 書証 8. の 14 頁～15 頁より（現在、係争中です。）。

請求人による上記事件に対する訴訟対応は、今後も続きます。

#### イ. 半田市役所が犯罪組織化できてしまう諸要因。

前項で記述しているように、半田市役所の職員が同一市の市民である請求人に対し、次々と 5 件の刑事事件を捏造できてしまう要因は多々あり、その諸要因について、請求人の実体験をもとに、以下に整理してみます（以下の記述は、書証 8. の 14 頁を引用した。）。

- ・原因 1 日本の民主主義は、国民自身が実現したものではなくて、海外（特に、アメリカ）から与えられたものであるとよく言われており、事実です。

このため、市民自体が民主主義制度下における法治国家についての本質を本当に理解できていません。

知多半島の中に位置する半田市は、都市部に較べて、この面が遅れていて、公務員が高慢になりがちです。

- ・原因 2 法務省下の検察庁の検察官が刑法で規定する公務員による市民に対する犯行である公務員職権濫用罪（刑法 193 条）や特別公務員職権濫用罪（刑法 194 条）を全く起訴せず、公務員犯罪を全て揉み消しています。

一方、市民が公務員の職務を妨害する犯行である公務執行妨害罪（刑法 95 条）に対しては、検察官は高い比率（60%以上）で起訴しています。

このような検察官による刑法への不正運用が原因して、市民に対する公務員による犯罪が横行するのです。（原因 2. の記述は、書証 9. によります。）

半田市の顧問弁護士も同様。

- ・原因 3 司法（裁判所）及び弁護士が、公務員による市民に対する公務員犯罪に対し、本当に被害にあっている市民を擁護しようとする姿勢に欠けています。

#### ウ. 公職選挙法に違反してまで市の犯罪組織化を維持している。

半田市の市長は、平成 13 年以降、令和 3 年までの 20 年間、半田市役所の職員であった者が選出されてきました。

このことが原因して、半田市長以下の半田市役所内のコンプライアンスがなおざりにされ、犯罪組織化されているのです。元々、半田市役所の職員には、有能な者がいず、組織を維持するには、市役所全体を犯罪組織化する必要があり、市民に対して、「証拠が無ければ何でもあり、

発言内容や行動内容に責任を持つとする考えに欠ける。」状況にあります。このような非違行為を改めようとする市民に対し、前述しているように公然と（市民に対して挑発行為を行って）刑事事件を捏造する体質にあります。

昨年6月に執行された半田市長選挙において、半田市役所の上記のような体制を維持する必要のある当時の半田市長（元市職員です。）以下の半田市役所職員は、既存の市政を踏しゅうする候補者を何が何でも当選させる必要がありました。

そのためにとった手口は、告示日前に次のような選挙活動を大々的に行い（公職選挙法129条違反です。）、市民をそそのかしました。

- ・手口1． 後援会活動であるが如く装って、不特定多数の市民に3度に渡って、後援会ニュースを配付し、事前運動した。
- ・手口2． 半田市議会議員と共謀して、三連ポスターを半田市内に大々的に掲示した（政治活動であると思込んでいる。）。
- ・手口3． 当時の半田市長を利用して、後継者であることを市民にアピールする大型ポスターを掲示した。
- ・手口4． 街宣車を使って、そのスピーカーで市長選に立候補した旨を市民にアピールした。

前項の記述は、書証10、書証11、書証12、に証拠を示したうえで記した内容を引用しました。

#### Ⅰ. 半田市選挙管理委員会を骨抜きにしている。

半田市には、市選挙管理委員会が法に則って設けられています。

ところが市民から任命された4名の同委員会の委員は、名譽職的な状況にあり、その役割りを果たしていません。

同委員会の事務局を半田市役所の総務課職員（課長以下3名）が兼務していて、同委員会の実権を握っているのです。このため、半田市役所親派の市長候補者による選挙違反を本気で取締りません。選挙違反を公然とできてしまうのです。

半田市選挙管理委員会が骨抜きになっているため、請求人は、違法な方法で半田市長に当選した現任市長を年内に名古屋地方検察庁の検察官に告発状を提出すべく準備中です。

さらに、市選挙事務局の書記長（市総務課長）を、犯人隠避の罪で告発する予定です。

久世孝宏の後援会、政治団体（創造みらい半田の会派（市議会議員です。）を主体とする志幸会）も同時に告発します。

#### 4. 提出する書証（提出する書証は、12文書です。）

- ・書証1． 平成30年5月～令和4年7月、市監査委員事務局長作成  
「顧問弁護士相談報告票（23枚）」
- ・書証2． 令和2年3月27日付け、市監査委員作成、請求人あて、  
「住民監査請求に係る監査の結果について（通知）」
- ・書証3． 令和4年8月現在、請求人体験作成  
「現在の代表監査委員等の不正監査の状況」  
（半田市の住民監査請求制度の不正運用の事実）
- ・書証4． 令和2年3月5日現在、市監査委員事務局作成  
「住民監査請求（平成16年度以降）と監査結果」コメントあり。

- ・書証 5. 令和 4 年 6 月 30 日付け、請求人作成、半田市長等あて、  
「半田市監査委員と同事務局職員の罷免及びその後任者の選任手続の実施につて（申立て）  
19 枚」
- ・書証 6. 令和 4 年 7 月 4 日付け、請求人作成、半田市長等あて、  
「令和 4 年 6 月 30 日付け、半田市監査委員等の罷免等、実施についての申立てへの補充書  
（3 枚）」
- ・書証 7. 令和 3 年 2 月 13 日付け、請求人作成、名古屋高等裁判所あて、  
「控訴理由書（26 枚）」（令和 3 年（ネ）第 95 号国賠訴訟）
- ・書証 8. 令和 4 年 6 月 9 日付け、請求人作成、最高裁判所あて、  
「上告受理申立て理由書（18 枚）」（令和 4 年（ネ受）第 57 号国賠訴訟）
- ・書証 9. 東京大学出版会、前田雅英著  
「刑法各論講義（第 5 版）」（595 頁と 657 頁を抜粋）
- ・書証 10. 令和 4 年 4 月 15 日付け、請求人作成、市選挙管理委員会あて、  
「久世孝宏による半田市長選挙における告示前選挙運動に対する告発状提出に対する嘆願書  
（5 枚）」（資料 1. ～資料 3. を添付します。）
- ・書証 11. 令和 4 年 5 月 24 日付け、請求人作成、市選管委員各位あて、  
「嘆願人からお伝えする事項について（2 枚）」
- ・書証 12. 令和 4 年 6 月 20 日付け、請求人作成、市選挙管理委員会あて、  
「昨年の半田市長選挙における告示前に三連ポスターを、市内不特定多数場所への掲示が選  
挙運動である理由について」

以上

## 第 2 監査の請求

令和 4 年 9 月 20 日に提出された住民監査請求書（14 枚）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、同月 21 日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

## 第 3 監査の実施

### 1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して、令和 4 年 10 月 17 日に証拠の提出及び陳述の機会を与える旨を同年 9 月 28 日付けで通知したが、請求人は、同年 10 月 3 日に同通知の受取を拒否した。

令和 4 年 10 月 17 日に、請求人が来庁せず、証拠の提出及び陳述の機会を放棄した。

### 2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（14 枚）」の「請求の内容」欄は、「半田市が顧問弁護士 ■■■■に支払っている過去 1 年間分の顧問弁護士料を半田市長は、その全額を半田市に弁償せよ」と記載されている。

したがって、令和3年9月21日から令和4年9月20日までの■■■■顧問弁護士の報酬について、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

### 3 関係書類の提出

監査対象部局である半田市総務部総務課から提出された関係資料等の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 顧問弁護士に関すること

- ① 顧問弁護士の設置（配置）等は、連続して相談する必要性から、任意の顧問弁護士と顧問弁護士委託契約を締結し、法律問題の諸事案について、相談するものであり、市の組織内の役職等として設置していない。
- ② 顧問弁護士の職務権限は、事務担当部署からの相談を受けることを受託しており、行政事案に対して直接職務権限を有していない。
- ③ 顧問弁護士へ相談から完了までの流れは、以下のとおりである。
  - ア. 相談をしようとする部署により、顧問弁護士を選任する。
  - イ. 電話やメール等により、上記の弁護士と連絡をとる。
  - ウ. 相談の内容により、弁護士から指示のあった方法（面談、電話、メール等）により、相談内容を伝達する。
  - エ. 弁護士から相談に対する回答を得る。
  - オ. 相談終了後、相談の依頼内容や相談の結果を簡潔にまとめた「顧問弁護士相談報告票」を作成し、総務課に提出する。
- ④ 直近3か年の相談件数の実績は、以下のとおりである。

令和元年度：53件、令和2年度：44件、令和3年度、62件
- ⑤ 弁護士顧問料は、1か年880,000円である。
- ⑥ 弁護士顧問料の妥当性について、独自に検討しているものではなく、近隣自治体と相談内容や件数等を含めて、現在の金額が妥当と判断している。

## 第4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

### 1 顧問弁護士の必要性について

半田市に関する民事事件、行政事件、その他一切の法律問題について、法律相談、協議を受けることを目的として、年度毎、法第234条に基づく、業務委託契約を締結している。

### 2 顧問弁護士の業務について

顧問弁護士の委託契約を締結することにより、高度な法令知識及び思考に基づき、継続的に面談等を行う中、個別の問題を把握し、手法や助言等を受けている。その結果、諸問題の未然の防止、迅速かつ適切な解決に向けた役割を担っている。

### 3 顧問弁護士の相談について

多様化や複雑化する市民の要求に対して、地方自治体における行政需要は拡大・高度化の一途を辿っており、幅広い視点から法令等の検討を踏まえた対応に迫られ、多岐に渡り、顧問弁護士へ相談している。

#### 4 顧問弁護士の弁護士顧問料について

半田市独自に検討はしていないが、近隣自治体と相談内容や件数等の実績を総合的に勘案した結果、現在の金額が妥当である。

### 第5 判断

#### 違法又は不当な公金の支出との主張について

- 1 弁護士は、社会的人権の擁護と社会主義の実現を使命としている。弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条に基づき、「独立的自主的な職業であり、司法分野において、助言及び文書の作成を行うことができる。」と規定されている。

この点、監査の対象となっている弁護士は、その使命を自覚し、自らの行動を規律する社会的責任を負っている。半田市と「顧問弁護士委託契約書」により、契約を締結しており、半田市に関する民事事件、行政事件その他一切の法律問題について、法律相談及び協議を受けることを目的として、適切に処理している。

- 2 法第234条に基づき、半田市と「顧問弁護士委託契約書」を締結している顧問弁護士は、公共の福祉に適合しており、弁護士法第63条に基づく、懲戒処分を受けておらず、職務を欠いていない。委託契約書を締結し、懲戒処分を受けておらず、職務を欠いていない顧問弁護に対して、「顧問弁護士委託契約書」に基づく、弁護士顧問料を支払うことは、当然のことである。

弁護士顧問料の支払いについては、「半田市会計管理者事務決裁規程（平成20年3月28日訓令第5号）」に基づき、適正に手続きが行われている。

上記の理由から、弁護士顧問料の支払いに関して、「違法又は不当な公金の支出」に該当せず、半田市に損害が発生している事実は、認められない。

### 第6 結果

本住民監査請求については、法第242条第11項の規定に基づき、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

以上